

第57回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成25年11月12日（火） 14：00～16：00

場 所： 赤れんが庁舎 2階 1号会議室

出席者：

（委員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、佐藤委員、寺下委員

（事務局） 高井副知事、総合政策部地域主権局 渡辺担当局長、渡辺参事 他

（事務局）

ただ今から道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、総合政策部地域主権局参事の渡辺でございます。会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして高井副知事から一言ごあいさつを申し上げます。

（高井副知事）

道州制特区提案検討委員会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆様方におかれましては、大変ご多用の中、委員就任をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げたいと思います。

北海道は、人口減少、あるいは高齢化が急速に進みまして、地域の経済・雇用情勢も依然として厳しい状況が続いているところであります。そのような中で北海道が優位性を誇る食や観光、あるいはエネルギーといったものを活かした形で、自立的な地域づくりへの取組が益々求められている状況であると思います。

そうしたことから道では、将来の道州制を展望しつつ、地域のことは地域自らが決めていくことができる社会の実現に向けまして道州制特区推進法を活用していくこととしております。これまでも本委員会から答申をいただいて食や観光、医療福祉・地方自治など、様々な分野に渡って国から道への権限移譲などを求める提案を国に対して行ってきたところであります。

また、国におきましては、昨年12月の安倍内閣発足後に道州制基本法案の国会提出の動き、更には、地方分権改革推進本部における国から地方への事務・権限の移譲等の議論が急展開するなど、道州制、あるいは道州制特区を取り巻く環境は大きく変化しているところでもあります。

道州制特区は、道が国に対して直接権限移譲を求めることができる重要な仕組みであり、道としては、これからもこの制度を有効に活用して、本道の自立的発展に繋げていかなければならないと考えているところであります。

委員の皆様方におかれましては、道州制特区提案のとりまとめに向けて、それぞれのご専門の立場で積極的なご審議をいただければ大変ありがたいと考えているところであります。

このような形で検討委員会が有意義なものとなるようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

（事務局）

誠に恐縮ではございますが、高井副知事は、公務の都合によりまして、ここで退席をさせていただきます。

（高井副知事）

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

引き続き進行させていただきます。

本委員会は、平成19年7月に設置されましたが、この度、皆様方から委員への就任についてご快諾をいただきまして、本日、第4期目の委員会をスタートさせていただく運びとなりました。議事に入る前に私の方から委員の皆様方をご紹介させていただきます。

資料1として名簿をお配りしてございます。

太田明子ビジネス工房代表、太田明子様でございます。

続きまして、拓殖大学北海道短期大学環境農学科准教授、岡田佳菜子様です。

札幌学院大学経営学部経営学科教授、河西邦人様です。

北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役、菊池貞雄様です。

株式会社エフエムもえる代表取締役社長、佐藤太紀様です。

一般社団法人北海道総合研究調査会主任研究員、寺下麻理様でございます。

なお、北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授、岸本太樹様におかれましては、本日都合により欠席されております。

以上、7名の方これから2年間、道州制特区提案に関する審議をお願いすることとなりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

引き続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。

まず、総合政策部地域主権局広域連携担当局長の渡辺でございます。

地域主権局で道州制特区を担当している道州制推進グループのメンバーになりますが、主幹の葉袋でございます。

主査の久々江でございます。

主任の和田です。

そして私が、担当参事の渡辺でございます。今後とも、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、議事の四つ目に入っていきたいと思っております。正副会長の選任に入らせていただきます。資料1の次のページに本委員会の設置根拠となります北海道道州制特別区域推進条例をお付けしております。条例第7条のところにアンダーラインが引いてあります。第7条の規定によりまして本委員会には、会長・副会長、各1名を委員の互選により選任、置くことになっておりますので、この場で選出をお願いしたいと思います。会長・副会長の選出については、いかがいたしましょうか。

何かご意見はございますか。

(太田委員)

この委員会の経緯もありますので、前委員会で副会長をお務めになられた河西委員に会長をお願いしてはどうでしょうか。副会長は、会長から指名していただくことを提案します。

(事務局)

ただ今、太田委員から、会長には河西委員、副会長には、会長が指名した委員というご提案をいただきました。いかがでしょうか。

意見がないようですので、会長は、河西委員をお願いしたいと思います。よろしいですか。異議はございませんか。

異議はないようでございますので、河西委員、よろしく願いいたします。

なお、河西委員には、会長席に移動していただき、引き続き副会長のご指名をお願いいたします。

(河西委員)

皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、副会長に関しましては、前回から委員を続けられていらっしゃる、そして、地方の代表として菊池委員にお願ひしたいと思ひます。

菊池委員、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

会長からのご指名がございましたので菊池委員は、副会長席に移動をお願ひいたします。

続きまして、次第の5、諮問に入っていきたいと思ひます。渡辺局長から河西会長に知事からの諮問書をお渡しさせていただきます。

(渡辺局長)

北海道道州制特別区域推進条例第5条第1項の規定に基づきまして、道州制特区推進法の基本方針の変更の提案を諮問いたします。北海道知事、高橋はるみ。

よろしくお願ひいたします。

(河西会長)

ただ今、本委員会に対し、高橋知事から諮問をいただきました。これまでの道州制特区提案に引き続き、委員の皆様方とともにしっかりと議論し、北海道経済の活性化や道民生活の向上に繋がるような提案を取りまとめたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、これから先の議事進行につきましては、河西会長にお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

(河西会長)

この度、会長を務めさせていただくことになりましたので、委員の皆様方には、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員会でございますが、委員改選後最初の開催でもあり、新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、この場では、答申の取りまとめに向けた実質的な審議は行わず、道州制特区というものはどういうものなのか、また、今後審議を進めて行くにあたって必要な事項などについて事務局から説明をいただき、情報共有を図ってまいりたいと思ひます。

なお、本日の委員会に関しましては、16時を目途に進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

はじめに、(1)道州制特区の概要についてということで事務局からご説明をいただき、ご質問・ご意見があれば、その後ご発言いただこうと思ひます。

それでは、説明をお願ひいたします。

(事務局)

資料につきましては、資料2道州制特区の概要についてというものが数ページに渡って付いております。まずは、こちらの1ページ目を開いていただきます。道州制特区推進法に関する経過等という資料がございます。

この資料は、平成18年12月に道州制特区推進法が成立いたしましたして、それ以降の経過を簡単にまとめたものでございます。道州制特区推進法が成立した時点で、ここの一つ目の○印に書いてご

ざいますとおり、既に8項目の事務・事業を国から道に移譲を受けておりまして、そのことが法律に盛り込まれているところでございます。

・印で八つ表記してございます。左側が四つの移譲事務、右側が四つの移譲事業ということになっております。このようなものが最初から盛り込まれていることが一つ。

道州制特区推進法の成立によりまして、道からの国への提案に基づいて国は、権限移譲などを行っていくという仕組みがこの法律に構築されているというところで、今までにこの仕組みを活用して、5回計30項目を提案したという経過でございます。

以下に、主なものを例示してございます。後程、詳しく説明をさせていただきますので、ここではご覧いただくだけにしたいと思います。

そして、平成24年3月の話になりますが、国からの権限移譲を道が受けるためには、道の方で道州制特区の計画、道州制特別区域計画というのを策定しなければならないということになっております。

これを、平成24年3月に期間延長を4年間させていただきました。現在、これが27年度まで期間延長をしたことによりまして、それまでの間は、道が移譲事務・事業を執行するという体制が特例として認められているという運びとなっております。

2ページ目に移っていただきたいと思っております。道州制特区推進法が制定されましたときの考え方を示した資料です。ここでは、道州制というものと道州制特区というものは、一見同じように考えられますが、実は、考え方は異なるものなのだとということをご説明したいと思います。

一見、道州制特区を活用して権限移譲を進めて行くと、道州制が実現するのではないかと、道州制に繋がるのではないかとというふうに思われがちなのです。実は、これは、全く違う考え方であるというところでございます。

上段に、地域主権を目指す道州制とあります。こちらが、いわゆる道州制の考え方でございます。右の方にも書いてありますが、道州制については、都道府県を再編して道州を作って、国からその道州に権限を移譲していくという、正に国の統治機構そのものを見直す大改革。我が国にとっては大改革になるような取組でございます。これは、北海道が一自治体で成し得るようなものではございませんで、その下、一步一步、段階的に進めるということで、これが道州制特区の考え方になります。

一步一步、先程、言いました仕組みを活用して、権限移譲を国から道の方に進めていただく。特区というのは、あくまで、先程の副知事のあいさつにもありましたとおり、将来の道州制を展望しながらも地域のことは地域自らが決めることができる分権型社会の実現を目指していくモデル的・先進的な取組ということになってございます。

他の都府県におきましては、広域行政といったものを担うための受け皿として合併といいますが、州のような形にならなければならない。そういった必要性がありますが、北海道においては、一道だけだということで、その辺は、合併の経過は必要ないのではないかとということです。北海道にとっては、モデル的な事業を行うステージとして相応しいということで、こういった道州制議論を喚起する意味でも、この法律の意味合があるというところでございます。

更に、3ページ目になります。道州制特区推進法と略してありますが、正式名は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律となっております。こちらの法の概要、手続きをフロー図形式にまとめたのがこの資料になります。

法の目的といたしましては、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与するとなっております。

法の仕組みというのは、道からの提案に基づいて国からの権限移譲などを求めていくことができる仕組みがこの法律に構築をされているということです。

具体的に申し上げますと、道州制特区の対象となる都道府県というのは、特定広域団体に指定されます。この特定広域団体という対象になり得る地区は北海道、または、3以上の都府県が合併

した都府県です。広域行政の受け皿になるためには、少なくとも3つ以上の都府県が合併して下さいという話しなのです。現実に都府県の合併は、あり得ないです。ですから、これは、はっきり言いますと北海道のための特例という状況になっているということでございます。

ちなみに3以上というのは、国の出先機関、経産局でありますとか運輸局でありますとか、そういったものが各地にありますけれども、ある国の出先機関が、最小単位で3県をまとめた部分を所管している、少なくともこのくらいのものでないと広域行政の受け皿には成り得ませんということで、法律上3つ以上の都府県の合併が必要とされる。必ずしも北海道だけではないけれども、現実には北海道だけのものになっているという状況でございます。

これを受けまして政府では、基本方針を閣議決定して策定をする。この基本方針の中に権限移譲など、法令の特例措置といったものが規定されております。これに対して道は、権限移譲をスタートするために特区計画を策定しなければなりません。法律に基づいて権限移譲を受けるためにもこういった手続きが必要なのですが、もう一つ北海道が新たに権限移譲を国に提案する場合には、ここがこの委員会の仕事でもあるわけですが、基本方針の変更の素案を添えて国に提案しなければなりません。これらを全て含めて道州制特区提案になります。提案を道で行う際、また、計画を見直す際には、関係市町村の意見徴取、道議会の議決を得てから国に出すという形になってございます。

道州制特区推進本部という国の本部がございまして、右の方に網かけとございますが、グレーで書いている部分ですが、本部長は内閣総理大臣。副本部長以下本部員は、国务大臣で構成されております。そこに参与という形で全国知事会を代表する埼玉県知事。特定広域団体の知事である北海道知事がメンバーとして入っており、同じテーブルで直接、総理大臣などと議論ができるという仕組みがこの推進法には備えられております。

そして提案を国に行って、国の方で提案を受け入れる場合には、基本方針の変更案を作成し閣議決定をする。受け入れられない場合は、その旨、理由を道に通知・公表する、そういう手続きになってまいります。

三番目の移譲事務・事業につきましては、先程お伝えしたことと同じです。実際に移譲開始時期で分けると、19年4月と22年4月に分かれるということで記してございます。

以上が、この法律の概要でございます。

もう1ページめくっていただきまして、4ページ目です。

ただ今、ご説明しました道州制特区推進法が18年12月に成立しまして、それを受けて道では、19年7月に制定いたしました道州制特区推進条例というものがございます。こちらの資料では、道州制特区推進法に基づいて国に提案を行うに当たっての手続きの流れを、こういったフロー図で明示している資料でございます。

条例の手続きになりますけれども、これを参考までに、先程資料1の2ページ目、名簿の後ろに条例が付いておりますので、それを対照しながら見ていただければわかりやすいかと思います。条例の第1条と第3条では、道民参加の促進という文言を謳っております。道州制特区提案の検討というのは、道民の意見・提案が基本になり、本委員会でも道民提案をベースに提案検討を行っていくということが基本になっております。まず、道民の提案から始まり、そして、この委員会の設置の根拠でございますけれども、条例の第4条に、知事の附属機関という立場で置くということになっております。

そして、この委員会の役割ですが、条例第3条第2項におきまして、知事は、特区提案に当たり、あらかじめ本委員会の意見を聞かなければならないとなっております。条例の第5条で、本委員会は、知事の諮問に応じ特区提案の調査審議を行う、そして、本委員会は特区提案の推進に関して、知事に意見を述べるというのがこの委員会の役割になっております。つまりは、意見を述べるというのは、答申という形になるかと思えます。それで、先程、第4期の委員会に諮問をさせていただいたところでございます。

いずれ、第6回目の答申というような形でいただくということになります。

この図の道州制特区推進条例の矢印の下にある部分が、今まで説明したところでございます。この委員会の役割といたしましては、答申を出すところまでということになります。

そこから右側の推進法の手続きは、知事はその答申を受けて、国に対して提案を行っていくかどうかというところの手続きで、パブリックコメントや市町村への意見聴取、そして最後は、道議会で議決して国に出していきます。

特区提案を出すまでは、こういう流れになっておりまして、答申をいただくことというのがこの委員会の最も大きな役割になっております。

次に5ページと6ページの2ページに渡っております。先程、道州制特別区域計画の話をして、更新をいたしましたという話をしました。計画本文は、37ページの大冊に渡りますので、ここでは2ページに概要ということでエッセンスをまとめてございます。ここで詳細な説明は割愛させていただきたいと思いますが、この計画に基づいて国からの権限移譲を受け、また特区提案を検討しているのだということでご理解をいただければと思います。

更に進みまして、7ページ目でございます。先程、今まで国に対して道は、5回に渡り計30項目の特区提案を行ったということを説明しました。その詳細を簡略にまとめたものが、この資料になっております。道州制特区提案の状況ということになっております。

見方といたしましては、一番下に、小さい字で恐縮でございますが、※印が付いています。黒塗りと白塗りの部分があります。道の提案趣旨に沿った対応が国の方でなされたものについては、黒地に白抜き文字になっております。継続検討のままになっているものは、白地に黒字で標記しております。道に限った措置というものは、提案項目名の横に○印を付けております。これら30項目のうち黒地のものは、22項目でございます。これらについては、国が道の提案趣旨に沿って、何らかの所要の措置を行ってくれたというふうに表現しております。そういったものであると、道側としては、前向きに評価をしているところでございます。ただ、国の対応というのは様々、非常に濃淡がございます。認められたものもあれば、とそうではないものもあり、色々なものがあります。この中で、一番上の第1回目の提案に入っております札幌医科大学の定員自由化、この話と、水道法に基づく監督権限の移譲、中身の詳細は割愛いたしますけれども、この二つだけは、道の特区提案が認められたと評価しているところであります。30項目の内の2項目ということで、少ないと言われているのですが、この二つは権限移譲が認められました。

他のものと言いますと、例えば、1回目の提案ですと労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大。ミートホープの事件から提案が派生いたしましたJAS法に基づく監督権限の移譲、また、第5回目に、ふるさと納税のコンビニ収納がございます。こういったものは、右側を見ていただければわかるのですが、全国で実現済みだとか全国展開、そういった表現を使っております。要するに、北海道だけの特別扱いは認められず、権限移譲は全国一律に政省令改正によって認められたということで、北海道だけではなかったのだけれども実現はしたというものでございます。道としては、これを前向きに捉えているところでございます。

その他のものは、多くは、現行制度でこういったことはできましたとか、今まではっきりしなかった、こういうことはできるのかできないのかといったものについて国が明示して通達してくれたとか、必ずしも権限移譲という点からは何も認められなかったのだけれども、現状がはっきりしたことによって地域にとって何らかのメリットがあったというもので前向きに評価をしております。これらのものは、所要の措置がされたということになっていきます。

それに対しまして白地のものは、継続検討ということで、提案としては認められていないという状況が続いているというところでございます。

次に行きまして8ページ目でございます。これは、道民向けの特区アイデアの募集用のチラシでございます。道のホームページでは、提案は随時募集を致しております。どなたからも出していたというような形になっております。

ただ、近年、非常に提案が少なくなっているということ。実は、第3期、前期の委員会の最終回

でも課題ではないかということで議論になりました。私ども事務局の立場でも市町村だとか関係団体にアウトリーチしてお願いをしたり、振興局を通じてアイデアを募集するとか、やっちはいるのですけれども、今後は、提案検討委員会の方でもこういったことが課題になるのかもしれないということで、その辺をお話しさせていただきました。

最後は、9ページ目でございます。特区というのは、色々な制度がございます。わかりづらいので簡単な説明ですが、ここで特区制度の比較ということで比較表形式でまとめさせていただきました。

最近、新聞紙上を賑わせております国家戦略特区は、まだ国会審議中ということと、かなり限られた対象となっているようでございますので、この資料の中には入れてございません。昔からございます構造改革特区、総合特区、そして私どもがやっております道州制特区の三つについて、特に特例措置の内容というところ、制度の概要と特例措置の内容のところがそれぞれ異なるということをご理解いただければと思っております。

まず、構造改革特区というのは、主として個別の規制の特例措置。簡単に言いますと、いわゆる規制緩和ということでございます。税制・財政・金融措置というものは対象外、税制改正、税金を下げて下さいとか、こういったものはだめということになっております。

そして次は、総合特区です。十勝や札幌でやっておりますフード・コンプレックスは有名でございますけれども、これら複数の規制、総合的に特例措置をしますということで税制・財政・金融上の支援もこの措置の中に入っている。若干、構造改革特区よりも広い形で特区が施されるということです。

そして、私どもがやっております道州制特区です。あくまで、これは、国からの事務・権限の移譲を求めるものであります。もう一つは、地方が地方で決められるという視点から、国の関与を縮小するという提案、こういったものがこの特区制度の対象になるということです。単純な規制緩和だとか税制優遇、こういうものをやって下さいという制度創設のようなものは、原則、道州制特区にはなじまないとされております。例えば、規制緩和を単純にしたいという提案ではなく、その規制を決めている権限を事務と一緒にくださいという提案をしていくことによって地域の事情に沿ってその権限をいただいた道が自ら決めて、地域のやりやすいようにやるというような提案と考えただけであればいいのではないかと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に対してご質問・ご意見がありましたら、どうぞよろしくお願いたします。

この辺りは、国の制度の説明ですので、あまり質問はないかもしれませんが、いかがでしょうか。

では、この制度、国の制度、法律に関してご質問があれば、遡って質問いただくということで、次に進めてまいりたいと思います。

それでは、続いて議事の(2)前期委員会からの申し送り事項についてです。これは、資料3のとおり前期委員会から今期委員会に対して、引き継いでいただきたい事項に関して取りまとめたものです。

第6回の答申の早期取りまとめに向けて、また、今後の本委員会の審議等が確実、円滑に進められるよう、本日、しっかり引き継ぎを行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3、前期委員会からの申し送り事項ということでご説明を申し上げます。

資料3でございますが、前回の委員会において、井上前会長の私案という形で提案・審議をされ

まして、その際に委員の方からご意見もあったわけですが。その委員のご意見を、一部修正、反映をさせた上で、本書のとおり取りまとめられたというものでございます。

まず、1 番目の総括的な事項です。こちらは、この提案検討委員会を進めるに当たっての基本的なコンセプトのようなものでございます。(1) から (6) の六つの事項に分けて整理をされております。

まず、「(1) 審議の進め方」につきましては、道民提案を基に審議をしていく手法というのは、道民に道州制や道州制特区を理解してもらおう点などで大きな意義があるということ。また、これまで以上に地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある、こういったことに触れられております。

「(2) 審議・答申分野」につきましては、後ろの方に参考資料 1 と 2 を付けてございます。前期の委員会で行った検討の状況などを一旦、総括・整理をしたものでございます。こちら、後程参考にご覧になっていただきたいのですが、47 件の道民提案と 12 件の庁内提案につきまして、一通り検討を第 3 期において終了し、第 6 回答申に向けて審議を行っているところでありますけれども、今後とも食や観光・自然環境といった本道の独自性・優位性を活かした本道の自立的発展に繋がるような議論を深めていく必要があるということをご触れしております。

「(3) 道民提案について」ですが、新たに道に寄せられております 21 件の道民提案については、まだ未審議ということでございますので、検討を進めてもらいたいということ。また、答申に繋がらず審議を一旦終了するというものが多いわけですが、そういったものについても新たな情勢変化等を踏まえて再検討する必要があるということ。また、先程も道民提案が減ってきていますという課題について申し上げました。道民提案の募集自体が、道州制や道州制特区に関する道民理解を広めて、道民参加の機運醸成に繋がるという考えから、新たな提案の掘り起しに努めることも必要になる。こういったことについて触れられております。

「(4) の庁内提案」につきましては、道自らが施策の効果的な推進などに向け、特区提案を有効活用すべきだ、今後、更に道庁内からの提案や発掘にも積極的に取り組む必要があるということをご触れしております。

「(5) 提案の視点」につきましては、私どもは、北海道価値とも呼んでおりますが、食・観光・環境など、本道の独自性・優位性といったものを最大限に発揮の上、ここに列挙しております①から④の視点から検討を進める必要があるのではないかと申し上げております。

また、社会経済の状況が大きく変化しており、一つの制度改正で課題の解決が困難なことが多いということで、現行制度の枠組みを超え包括化・統合化した提案となるよう留意する必要があるのではないかと。ということ。

更に、昨年 12 月の安倍内閣発足以来、国においては、国から地方への事務・権限の移譲といったように、地方分権改革を積極的に進めてきております。その動向を見極めながら道州制特区提案というものは、単なる規制緩和などを求めるのではなく、国から道への権限移譲を基本として精力的に提案検討を進める必要があるのではないかと。ということについて触れられております。

「(6) その他」ということで、この記載事項は、私ども事務局の役割に対するの申し送り事項も含まれているのですが、本委員会の審議に対して、より多くの道民の関心を喚起するよう努めること。また、有効かつ効率的な審議を行えるよう日程の確保・資料の作成・会議の進行などに工夫が必要だということ。また、本委員会の委員自らが新たなアイデア発掘に取り組み、審議中のアイデアであっても、仮にそのアイデア自体は特区提案が難しいものであっても、幅広く、様々な視点から検討を行うことによって、できるだけ答申に結び付ける努力が必要ということ。

前回の委員会で、この部分を是非加えていただきたいということで、簡単に言いますと、特区提案を検討している最中に、実は、ニーズはなかったとか、色々なことの実情がわかってまいりますが、ちょっと視点を変えて、アレンジをしていきますと、実は特区提案に繋がるのではないかと。答申に繋がるのではないかと。というものが出てまいります。そういったことで、なるべく、単に検討を

終了してしまうのではなく、新たな提案に繋げるような検討の進め方も必要だということを入れてほしいということで一文が入ったところでございます。

総括的な事項は、以上のような形になっております。

「2 個別の事項」でございます。今期の委員会は、前期の委員会が第6回答申に向けて審議を行っている途中の状態から検討を引き継いで、できるだけ早期に答申を取りまとめるということとを求められているところでございます。ここでは、的確かつ円滑な議論の引き継ぎができるよう、個別の検討案件について詳細に情報等を記載しております。

次回の委員会からは、これをベースに第6回の答申取りまとめに向けた実質的な審議を進めていただきたいということになります。

この提案検討委員会の審議の進め方を、事前に情報を入れておいた方がいいかと思います。参考資料3をご覧ください。

道州制特区提案の検討の具体的な進め方についてご説明を申し上げます。

まず、最初に第1次整理とっております。道民提案・庁内提案といった特区提案の基となるアイデアでございます。これには、色々なものが含まれております。今までに400件程が寄せられております。大半は、一般的に見ると、権限移譲というよりは規制緩和のようなものです。税制を何とかして欲しいとか、新しい制度を作って欲しいとか、なかには、制度上何を言わんとしているのかわからないような提案も混ざっております。そういったものを一次的に仕分けということです。道州制特区の趣旨の観点から絞り込みを行います。絞り込みを行いまして、特区提案として検討すべきものと判断されたものは、2番目の分野別審議というステップに進んでいきます。ただ、こちらの次のステップに進むほうが少なく、多くは、右の「道州制特区の提案に馴染まないもの」に仕分けされます。どういう理由があるのかといいますと、外交・防衛など国がやらなければならない国の専掌事項であるもの、地方への権限移譲を伴わないもの、現行法令で対応可能なもの、特に法令の改正は必要なく、現行施策の推進で対応可能なものなどは、特区提案にはなじまないということで、一旦検討を終了する。

分野別審議に進んだものは、提案の適否、可能性等を検討する。ここで、事務局の方で事実関係などを色々を調べさせていただきまして、その実態に沿って、中には、ここでアレンジがされて新しい提案に変化していくものもあろうかと思います。いずれにしても、ここで、特区提案すべきと判断されたものは、さらにその審議内容を基に整理案という形でまとめられていくわけです。

ここでは、私どもは、ポンチ絵と呼んでいるのですが、一例までに、資料6をご覧ください。中身は、後ほど説明させていただきます。資料のイメージだけご確認いただければと思います。これを我々は、ポンチ絵と言ってまして、実際にこれが答申案として知事に答申されるものの表になります。こういったポンチ絵を作成して、答申案の一步手前といったものを整理案と呼んで審議をいたしまして、ここで多少の修正を行った上で、最後は答申案の最終形の審議ということで答申案の審議をして最後知事に答申をしていただくということです。

分野別審議の中でも結局、色々調べただけけれども特区提案としては難しいというようなものについては、一旦検討を終了させていただきます。

先程一度ご説明をしておりますが、こういった一旦検討を終了したアイデアも、この道州制特区提案委員会では、廃案とはいたしません。新たな情勢変化等を踏まえて、場合によっては新しい提案として再検討をすべきだという可能性を含めて、従来から、これを本棚へしまうという言い方をしています。一旦本棚へしまつて、また何かあったときに取り出して検討しましょうという、そのような審議の進め方をしております。

ザックリではございますが、このような形で審議を進めていくということになっております。

資料3の個別の事項のところへ戻っていただきます。まず、道民提案の中で、2つ目の○印に列記されております①から⑥の6つの事項、これは継続審議中の状況でございます。それぞれに進捗の状況は異なっております。

1 番目については、実質的な審議は終えておりまして、既に答申しようということが決まっております。

2 番目につきましては、その一步手前の段階、整理案を審議するということまでいっております。

3 番から6 番の4 事項は、分野別審議ということで、まだ答申すべきかどうかが決まっていない状況で、これから判断してくださいということ。そのようなそれぞれの状況によった審議をこのあと継続をしていただきたいということが前期委員会からの申し送り事項になっております。

同様に(2)の庁内提案につきましても、①の商工会議所法関係は、実質的な審議を終え、既に答申するという方向で決まっております。②③④については、先程国は地方分権の改革を進めていこうとしていると言いましたが、実は、都道府県に事務・権限を移譲しようとする国が検討している対象に含まれているわけです。国の見直しの動向を踏まえて適宜審議を継続していただきたい。要するに、国が都道府県に移譲するといった事務・権限と重なるものを、こちらの特区提案をもって国に権限移譲を求めていくというわけにはならないので、その様子を見て適宜、継続審議をしてください、様子を見てくださいというものが②③④でございます。

これら(1)(2)の審議等を経て、一定の本数がまとまったら知事に第6 回答申を行ってくださいということでございます。ここでの一定の答申の本数というのは、過去の例を踏まえまして、最小でも4 本揃えていただきたいという意味合いを含んでございます。

そこで現在、第6 回の答申に向けて盛り込むことが有力な4 つの検討事項が実際にあります。道民提案の1 番と庁内提案の1 番、これは答申するという方向に行っていますので、実際、これ以上の審議は行わず答申に盛り込んでいくということになります。

道民提案の2 番、北海道議会議員選挙における選挙区の話は、整理案ということで答申案の一步手前を審議してください。

もう一つ道民提案の6 番目、「高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲」というのがございます。これは、まだ生き残っているという形です。どういう形で生き残っているかといいますと、当初の提案からアレンジを施して新しい提案にリフォームした形で分野別審議で審議してはどうかというのが引き継ぎということで残っていることとなります。これらについては、資料4 から7 にまとめてございます。

このあと個別に提案の内容などをご説明させていただきたいと思っております。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今、申し送り事項をご説明いただきました。道州制特区に関しては、道民の方々からの提案が減っている。また、出てきた提案も実際に色々審議をしていくと担当課とコミュニケーションを取ると、それはだめだとか、そういう形ではね返される。そういったところを生き残って答申を上げても議会、そして国に上げたときに国から、これは現行の制度の中でできるとか、色々返事が返ってきて、結果として我々が答申したのも全て道州制特区の提案として国が認めるわけではないという非常に厳しい状況です。その厳しい状況の中でこのような形で申し送り事項が、井上前会長から出されております。

前期の委員から引き続いて委員をやったださっている菊池委員、いかがでしょうか。

菊池委員からは、2 ページのその他のところで道民からいただいたアイデアを、見方を変えて、より道民提案の趣旨を活かしながら北海道の活性化につなげていこう。そのようなことも是非盛り込んでほしいというようなご意見があったかと思っております。

(菊池副会長)

今回、副会長に指名していただきました菊池でございます。よろしく申し上げます。

私も、2年やらせていただきまして、2期目ということになります。最初は、大変面を食らったと
いいですか、すごく難しい作業なのだなと思いました。

その中で我々が、意見を提案する側から見れば、こここのところをこのように変えてほしいのだけ
れどもという複合的な、おそらく自分が持っている課題を一行か二行の文章で表現して、これをこ
う改善してくださいと言うのです。その一行、二行の言葉の向こう側にあるものをどうやって理解
するのかというところがすごく難しいのだなということがわかりました。

そういう意味では、本意をどれぐらい汲み取ってあげることができるのかということ途中から
意識しながらこれを見るようにしていくと、会長からお話があったのは、木造住宅の中で耐火構造
ですとか、色々なことがあるのですけれども、実は、他の国では、どうやら木造でもっと範囲が広
いらしい。では、耐火構造以外にも、もしかしたら産業地域づくりのネタがそこに転がっているか
もしれない。森林の活性化につながる利用がそこにあるかもしれないということで、色々なことを
教えてくださいという状況で展開しているところです。

そういう意味では、一行だけ見ると、これは燃えてしまうから無理だねという話になりそうなど
ころなのですが、実は、その向こう側に、その人は、きっと木材を使うことによって高層建築に使
えれば今の産業がもっともっと豊かになるだろうなという気持ちがあっただろうということで、実
はその調査を1回加えていたところです。

そのようなことで、もしかすると各地域に、今のような視点だともっと何か色々なアイデアがあ
るのかもしれないということで、今期では地方に出向いて、私だったら十勝ですから出向くまでも
ないのですけれども、そのようなところで情報収集しながらできればいいかなと思っています。

(河西会長)

ありがとうございました。

また、太田委員も今期2期目ということで、前期の申し送り事項で何か太田委員のお考えをお伝
えいただけるものがあればよろしく願いいたします。

(太田委員)

2期目を務めます太田でございます。

色々勉強をさせていただいて、一道民としてどう考えるかということを中心に勉強させてい
ただいた2年だったと思います。

今、菊池委員からも出ましたように、札幌にずっとおりまして、札幌で議論をしていて、この提
案はそれほど切実なものなのだろうかというように感じていたところもあったのですが、実は、そ
の地域のほうが大変問題を抱えていたり、必要とされている方が多いということを知ったのです。

たとえば、今回の整理案になっています個別事項の2の②道議会選挙における選挙区の件です。
札幌におりますとそれほど切実に感じてはいなかったのですが、前回は、もう一名、新得から委員
がお越しになられてご意見を伺ったところ、大変切実な意見をいただきました。佐藤委員も留萌か
らお越しにいただいているということで大変貴重かと思えます。是非、札幌にいる我々だけではなく、
お二人、札幌以外にも委員がおられますし、色々な地域の方の声を切実に伺って、その意見を重視
して、オール北海道で闘っていきたいと考えています。

まだまだわからないことがたくさんございまして、2期目ではございますが勉強することばかり
です。皆さんと一緒に闘って、よい答申を出してまいりたいと思います。よろしく願いいたし
ます。

(河西会長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。今回の委員会に出席されていらっしゃる3人の委員の方は初めてということ

で、道州制特区の根本的な制度、そして法律、そして今回の申し送り事項に関して何かご質問やご意見があればよろしくお願いたします。

佐藤委員、よろしくお願いたします。

(佐藤委員)

留萌からまいりました佐藤でございます。

今の説明を聞いていて、今回、委員の任命をしていただいてから道州制に関しましては、それなりに勉強したつもりなのですが、たぶん3割ぐらいしか今の内容を理解していません。特に、説明につきましても、資料3の2の(1)、①～⑥についても引き続き検討というお話を聞きまして、ここからやり方も含めてある程度理解できるような、文言云々の話はこういった中でやったものを理解していかなければいけないのかなと思っておりましたので、今の段階では、おそらく何を聞いていいのか、道州制特区については聞くつもりはないのですが、今、言っていた資料につきましても、もう一度自分なりに深く読み込んでいきたいと思っています。

特に私は、コミュニティー放送局という立場で参加をさせていただいているのですが、併せて留萌管内の観光連盟の事務局長をやっておりますことと、更に北海道建設協会の地方建協の二世会の留萌の会長をやっております。二世会といいますが、二世というだけであって事実上は皆さん社長なのです。そういう面におきましても建設・観光・放送、放送といいますがアナログ的な情報の発信ですが、そちらの方でもそういうものがあれば是非勉強させていただいて議題にどんどん上げていくのが今回選抜していただいた理由の一つなのかなと考えております。どんどん資料をいただいて、どんどん勉強させていただきます。

よろしくお願いたします。

(河西会長)

寺下委員、岡田委員、ここまでの点で何かご質問などはございますか。

(寺下委員)

単純な質問なのですが、資料3で具体的な進め方というフロー図を見せていただいたのですが、この委員会では、この頭から所掌事項になっているのですか。

(事務局)

この委員会では、最初に提案があったところからやっていきます。

ですから、最初に1次整理として一旦、検討を終了し本棚にしまうのか、それともこれから進めていくか、そこのところからご審議いただくことになっております。

(寺下委員)

本棚にしまい、機会を見て再審議するというのが書いてあるのですが、これは、実際に本棚にしまわれているものが再審議になったものは今までにあるのですか。

(事務局)

今までの420件余りの提案につきましては、全て再検討の余地を残してございます。

似たような提案が再度出てくるときがでございます。その時には、以前の検討結果と一緒に委員会にご提出させていただいて審議いただくという形をとっています。その時点で当初の提案をいただいたときと状況が変わっているもの、そういうものは当然出てくるかと思っております。

(河西会長)

ありがとうございました。

本棚にしまっても時代とともに再度引っ張ってくるというのは結構あります。

それから、今期の委員会から積極的にいただいた提案を膨らませていく。その膨らませていく中に本棚にしまったご提案、それを含めて議論していくということも考えられますので、積極的にやっていきたいと思います。

(寺下委員)

本棚にしまっているものに何があるのかわからないのですが。

(河西会長)

情報提供は、これからなのでですね。

すみません、失礼いたしました。

(寺下委員)

もし、そういった用意があるのであれば、事前にどのようなものがあるのかなと思いました。

(河西会長)

そのあたりの説明をお願いいたします。

(事務局)

まだ審議に入っていないのですが、第1次整理のときに我々は、メリ・デメ表というものをつくっているのです。メリット・デメリット表です。要するに、こういう提案がありました。こういう事実関係があります。提案が実現したらこういう良いことがあります。こういうデメリットがありますというものです。そういったものを表でつくるのですが、過去に類似のものがあったら必ずどういう議論がされたのかということも提示し、必ず一緒にそれを参考にしながら今どうなのだというところでやっていくことがあります。

よくあるのは、たとえば自動車の制限速度の緩和をしたらどうだというのがあります。これは、実は、地方の公安委員会に権限はおりにるので、できますよねという話でよく終わるのです。それでも必ずそういったものを出して、過去のものと比較して、本棚から出して再検討するということはやっております。

(河西会長)

実質審議に入っていく次の委員会ですが、その間に事務局の方が皆様のところに直接伺って色々と過去のものもご説明されるということをおっしゃっていました。

(事務局)

最後にお願しようかと思っていたのですが、この道州制特区の今までの経過等がございます。そういったものにつきましては、当初委員のお願いに行った際には、時間もなくてご説明できなかった部分がございます。次回の委員会から本格的な審議に入りますので、その前には是非とも時間を割いていただいて、今までの審議経過などを詳細にご説明に上がりたいと考えております。最後にそのお話を申し上げたいと思っておりました。今、考えているのはそういったことでございますのでご理解いただければと思っています。

(河西会長)

従いまして、今までの420件余りの提案に関しても、簡潔なものです。皆様に事務局からお伝え

していただいて、予め頭に入れていただくということになります。

他にございますでしょうか。

では、続きをよろしく願いいたします。

(事務局)

では、これからは個別の提案につきまして、その提案の概要と委員会における議論の経過などをご説明させていただきます。

資料の4です。高層木造建築物の性能評価に係る設定権限の移譲につきまして提案の概要とこれまでの経過をお話しさせていただきます。

まず、この提案は、建築基準法に関する案件でございます。1ページ目をご覧ください。左上のところですか。高層木造建築物は、高さが13mを超える建築物であること。一般には、3階建て、あるいは4階建て以上の建築物と想定されます。それと、主要構造部に木材を用いていること。主要構造部とは、壁・柱・床・はり・屋根、または階段をいいます。このような場合は、右側ですけれども耐火建築物としなければならないということです。

耐火建築物の要件ということになるのですけれども、左側が「主要構造部を耐火構造とすること」とあります。「又は」とありまして、今度は右側の方です。この右側の方が提案された方のアイデアに関する部分です。左側の耐火構造とすることというのが本来的なパターンでありまして、「又は」から右側のほうは、簡単に申し上げますと、耐火構造の要件は満たさないのですけれども、それに相当するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるならば耐火建築物として認めます、ということをお細かく整理しております。

例えば、建築基準法で想定しておりません特殊な工法ですとか新しい工法、そういった形で建築されたものは、国土交通大臣の認定が必要になってくるということです。いわば、例外的なパターンであるといえます。

その中で、二重線で囲んだところが右側でございます。「耐火性能検証法の基準に相当するものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること」ということです。この国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲してはどうかというのがこの提案をされた方のアイデアでございました。

ところが、ネックとなる点がございました。下に点線で囲ったところがございます。「国土交通大臣の認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に必要な評価を行わせることができる」とございます。「国土交通大臣が必要な評価を行わせることができる」という表現になっておりますが、実態としましては、性能評価機関での評価をやった上で国土交通大臣に認定申請をするという手続きになっております。

しかしながら、下のカッコ書きのところですか。道内にはここでいいます耐火性能検証法に関する性能評価機関というのがございません。東京と大阪など全国に11カ所あるのみです。従いまして、認定権限を北海道知事に移譲しましても、認定申請をする前に行う性能評価というものは東京や大阪でなければできない。性能評価から申請まで北海道内で完結しないということになりますと、権限を移譲してもらっても効果が生じないのではないかと議論になりました。

一方、左側の耐火構造、最初にお話ししました主要構造を耐火構造とすることというところに戻っていただきます。この耐火建築物の要件のうち、本来予定されているパターンのところでございますけれども、壁の耐火構造につきましては、道総研で性能評価を行うことができます。道総研といいますのは、北海道立総合研究機構でございます。こちらで、壁については性能評価を行うことができるという状況になっております。

そこで、2ページ目をご覧ください。1ページ目でご説明しました内容を簡略化して図に示したものです。右側が提案された方のアイデアです。高層木造建築物について耐火性能検証法の基準に相当するものとして認定を受けるパターンです。指定性能評価機関において性能評価を受けまして、国土交通大臣の認定を受けるという流れになるのですけれども、道内に性能評価をできるとこ

ろがございません。従いまして、国土交通大臣の認定権限をいただいても道内で手続きは完結しない。繰り返しの話ですけれどもそういうことでございます。

左側のほうです。これが耐火構造に関して、壁については道総研で性能評価ができます。性能評価を経て国土交通大臣の認定を受けることになります。そうであるならばこちら側の認定権限を移譲してはどうかという議論になってまいりました。

そこで、道総研に出向きまして壁の性能評価の申請状況ですとか、性能評価はどのようにやっているのですかという実態を色々とお話を伺ってまいりました。そうしましたところ、ここでもちょっとした課題が出てまいりました。耐火構造に関しまして道総研でやっている壁の評価ですけれども、壁以外に窓についても性能評価をやっている。耐火構造に係る性能評価は、年間数件程度である。数件のうち大半は、窓である。壁は、ほとんどないのです。また、性能評価の申請をするのは、ほとんどが道外の企業である。そういった実態がわかってまいりました。これでは認定権限の移譲を受けましても、ニーズの面からしまして、あまり移譲の効果は生じないのではないかという議論になりました。従いまして、これにつきましても再度検討する必要があるのではないかということになったところでございます。

そこで3ページ目をご覧ください。3ページ目がここまでの検討の経過を簡単に整理したものでございます。繰り返しのようになりますけれども、まず当初、左上です。提案された方のアイデアがこういったことではございました。

高層木造建築物について耐火性能検証法の基準に相当するものであることを認定する権限の移譲。しかしながら、右側の矢印にまいりまして、耐火性能検証法の基準に相当するものであることを性能評価する機関が北海道にはない。北海道にないのであれば、あまりメリットはないのではないかということになりまして、また左にいくのですけれども、高層木造建築物について、主要構造部、壁のみですが、耐火構造であることを認定する権限の移譲、こちらを検討してはどうかとなりました。

しかしながら、また右側の矢印ですけれども、北方建築総合研究所、これは道立総合研究機構の中にある建築基準法に基づく性能評価を行っている組織でございます。北方建築総合研究所における防耐火構造の性能評価は、年間数件である。その数件のうち、ほとんどが窓であるというお話を先程いたしました。しかもその多くが道外企業である。これもなかなか移譲の効果が生じにくい。

そうなりますと、どうしたらよろしいのかという議論になりました。そうしたところ前回の委員会におきまして、もう木造建築にこだわらなくてもいいのではないかと議論になってまいりました。木造建築にこだわらず、この北方建築総合研究所で性能評価を行っている項目につきまして認定権限の移譲を検討してみてもはどうだろうか。そうすると北海道内で全てが完結するのではないかと。評価も認定も全部道内でできるのではないかとのお話が出てきました。

では、北方建築総合研究所において性能評価を行っている項目とは何かということになります。それが資料の4ページでございます。

このペーパーは、北方建築総合研究所が発行しているパンフレットの写しです。上のほうに■印で「業務の範囲」とございます。最初に書いてあります法第2条第7号、この耐火構造が壁のみでできますよと言っていたところの部分です。それ以外にも色々北方建築総合研究所はやられております。たとえば、不燃材料ですとかホルムアルデヒドなど、様々な部材について性能評価を行っております。

次回の委員会におきましては、こうした形で北方建築総合研究所において性能評価を行っている項目について評価の状況ですとか国土交通大臣の認定手続き、こういったことをこちらで調査いたしまして事務局から調査結果を報告した上で、改めてご審議をいただくという予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

高層木造建築物の関係は以上です。

(河西会長)

ありがとうございました。

ここで、一旦皆様からご質問・ご意見を伺います。

端的にいうと、最初のご提案というのは、高層木造建築をもっと増やすことによって道内の森林資源を有効活用しようというようなご提案でした。

ところが、そういったご提案を踏まえて権限移譲してもらっても道内企業というもののニーズがほとんどない。そのときに我々が考えたのは、提案者の主旨としては、森林資源の有効活用。それだけではなくて建設業界の活性化など、そういうところもあるのではないかと。それで建設業界の活性化というところでどういう観点で権限移譲ができるかを見たところ、道立総合研究機構の北方建築総合研究所でやっている業務内容からすると、色々な性能評価機関であるから取り扱っている事業がありますのでこれをうまく活かして北海道の建設業界が活性化する。そうするとその建設業界が木材などを建設のときに使ってくれて、それで、結果として森林資源の有効活用にもつながるだろう。そのような発想からこのような提案をまとめたのです。このあたりに関しては佐藤委員がご専門だから私以上にもっと素晴らしいまとめ方ができるのではないかと思います。

いかがでしょうか。この件に関して何か、今の時点でご質問はありますでしょうか。

(佐藤委員)

まず、道内完結がメリットであるという前提において、道外に評価依頼を出さなければならない現状では、権限移譲のメリットが低いというご説明でした。

ですが、道州制特区では、認定の「権限」を道に移譲すべきか否かであり、技術的なものは道外へ外注しても問題ないのではないかと、単純にそう思いました。それが1点目です。

次に、これは、ご説明にあった「ニーズがなかった」のではなく、国交大臣の権限において道内でも検査をしていなかったの、結局、「壁しかできないからいいや」となっていたのではないかと。現実問題としては、シーズはあったのではないかとというのが疑問として一つありました。

結論から言えば、窓・壁以外は、結果としてどこでやっているのでしょうか。要するに、主要構造物の屋根とかはりとか柱については、結局、北方建築総合研究所でできる話なのですか、それともできない話なののでしょうか。

(事務局)

窓・壁以外は、どちらでやっているかということですが、全国に20~30ぐらい性能評価機関というのがございます。ただ、ほとんどが首都圏でございます。7割ぐらいは東京なのです。そちらの方では、床もできますし柱も階段もできます。

北方建築総合研究所は、東北・北海道で唯一の評価機関です。

実は、首都圏の性能評価機関は結構混雑している状況にあるようにお話を聞きました。そちらが混んでいるために北海道の方に道外の企業が申請しにきているという例も中にはあるということです。

それと、ニーズとシーズの話でございます。これも、ニーズは掘り起こせるのではないかとということで北方建築総合研究所のほか、林産試験場にも行ってお話を伺ってきたのです。道内の企業には、これだけやる技術というのがまだないのではないかと。高層木造建築物を作るためのそこまでの木造を活かした強い素材をつくる技術がないのではないかとのお話をされておりました。この先、ニーズを掘り起こせるかどうかというのは何とも言えないという、はっきりとしたお話はいただけなかったというところでもあります。

さらには、技術開発も人が大事である。人を育成しなければなかなか新たな技術は生まれないので、その点道外から色々技術を学んで、更には設備投資も当然必要になってくる。色々実験などをやらないとなりません。そういったところで道内企業には、今、体力がないということで、新た

なニーズが生まれますねと言える状況にないというお話を伺ってきたところであります。

(佐藤委員)

それを受けて2点です。

確かに技術開発において、道内企業では、たぶんスーパー大手でないと無理なのかもしれません。

そういうニーズ・シーズはわかったのですけれども、一生懸命やって制度化して結局使われなかったらガッカリだと思うのです。

ないかもしれないからやめましょうという話には、たぶんならないのかなと思います。ニーズがないかどうかは、もう少しきちんと調べないと難しいのかなと思っております。

もう1点、窓と壁以外は、結局東京へ持って行くしか、ここの北方建築総合研究所では、柱などはできないということですか。

それをできるようにする権限を移譲するほうが早いのではないかと思うのですが、どうなのか。

(事務局)

お金の話と絡んでくるのですけれども、たぶん道総研として壁以外の耐火性能を評価するための機材・施設というものを持っていないということだと思うのです。そのために、それを得るためにどれだけお金をかけられるのかということの巻き返しのようなものでございます。そのためには、道内に他のものを評価したときにニーズがあるとか、投資してもそれなりに北海道に対して良まいことがあるのかどうかということとの判断なのだというように思います。

とりあえず、今のところ壁なり、業務の範囲というところを書いてある部分に関しては施設を持っていて、評価する能力も持っていて、国交大臣から評価機関として認定されているということ。物理的な能力が他のものについては今のところなくて、それに対して今お金をかける考えはないということだと思います。

(河西会長)

ありがとうございました。

実際に、こちらに関しては、答申案をつくるために議論を煮詰めていきますので、そのときに色々のご意見を頂戴できればと思います。

他に何かこの個別案件に関して、高層木造建築物に関して何かございますか。

では、次の個別案件の説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして資料の5に基づきまして、北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。上にごございますのが提案された方からいただいたアイデアでございます。

都道府県議会議員の選挙区の設定権限を北海道に移譲し、道内の地域特性に応じた選挙区の設定を可能とするというものでございます。

都道府県議会議員の選挙区の設定につきましては、公職選挙法におきましていくつかルールが設けられております。そのルールに即しまして選挙区の区割りですとか定数について各都道府県で条例で定めることとされております。北海道におきましては、ここに四角で囲ってございますが、「北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」を制定し、こちらで定数を104人、選挙区の数48と定めております。

では、公職選挙法におきましてどういうルールがあるのかということになります。

様々なルールがございますが、その中で特にポイントとなりますのが、こちら3点程を掲げております。

一つ目が、選挙区の設定単位でございます。公職選挙法第15条第1項の規定では、都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域によるというように規定しております。郡市の区域とされておりますけれども、北海道につきましては、振興局、以前の支庁でございますが、全道に14ございます振興局を郡とみなすこととされております。政令指定都市につきましては、区を市とみなすということになっております。ですから、郡という名の選挙区はございません。振興局を郡とみなしますので、空知総合振興局選挙区ですとか、留萌振興局選挙区ですとか、そのような形で設定されております。札幌市につきましても区を市とみなすとなっておりますので、札幌市選挙区というのはございません。札幌市北区選挙区ですとか、札幌市東区選挙区という形になっております。

以上のことから北海道議会議員の選挙区の設定のパターンは、三つでございます。市、札幌市の区、振興局という三つのパターンになります。これが一つ目のルールでございます。

続きまして強制合区というルールです。これは、公職選挙法第15条第2項に規定されております。ここに条文が書いてありますけれども、端的にいいますと、人口の少ない選挙区は、他の選挙区と統合しなければならないですよということをここに規定しております。

選挙区の設定単位は、今申し上げましたとおり、市か札幌市の区か振興局の3種類です。このうち、例えば市についてですけれども、第15条1項の規定だけを適用するのであれば、一つの市で一つの選挙区をつくれるわけです。ですけれども第15条第2項にいきますと、一定の人口を下回った場合には、隣接する選挙区と一緒にしなければならないと規定しております。

具体例を申し上げます。たとえば、歌志内市、空知管内にございます。人口は4,300ぐらいです。平成22年の国勢調査で三笠市、夕張市、こちらもだいたい1万弱というところです。こういったところは単独で選挙区を持つには人口が少ないだろうということで、それらの市に隣接しております空知総合振興局所管区域選挙区というところと一緒になっています。市で一つの選挙区を持つのではなく、空知総合振興局という選挙区の中に夕張市・三笠市・歌志内市など、深川市などもそうですけれども、その中に含まれているというルールでございます。

三つ目のルールとしまして、人口比例原則です。簡単に申し上げますと、定数は人口に比例して条例で定めなければならないということです。要は、人口の多い選挙区は定数も多くしてください。人口の少ない選挙区は定数を少なくしてください。人口に見合った定数にしてくださいという非常に基本的なルールでございます。

こういった三つのルールがございまして、北海道では、これに即して2ページにございますが、こういった形で選挙区と定数を設定しております。

左側の欄が振興局名でございます。そこにあるカッコ内の数字、石狩(35)、渡島(9)などありますけれども、これは、その振興局内の北海道議会議員の定数の合計であります。

一つ右にいきますと選挙区名です。選挙区が全部で48ございます。たとえば、石狩振興局の定数の合計は35、選挙区は15あります。札幌市も含めて15です。これは、非常に石狩管内に集中しているといえますか、数は多くなっております。

一方、数が少ないところとしましては、檜山管内。檜山振興局は、選挙区が一つしかございません。留萌・宗谷・日高・根室も選挙区数が二つという状況になっております。人口比例という原則がございまして、このように地域によってある程度の偏りが生じています。

一方、議員一人当たり人口という欄があります。これは、平成22年の国勢調査人口を定数で割ったものであります。こちらもかなりバラつきが見られます。

全体的な傾向としましては、都市部はこの数字が多くなっています。地方の小さい都市は人口が少ないという傾向になっております。

ちなみに、議員一人当たりの人口が最も多いのは、千歳市です。江別の次に千歳とございます。千歳が93,604人。これが議員一人当たり人口が最も多い。最も少ないのは、留萌市です。留萌市は、

中段から少し下のところにございますけれども、24,457人。これが議員一人当たりの留萌市の人口です。

千歳市の93,000、留萌市の24,000を比較しますと、約3.8倍です。これが、いわゆる1票の格差と呼ばれるものであります。道議会議員、道内では、これが一番大きな1票の格差ということになっております。

続きまして資料の3ページをご覧くださいと思います。都道府県議会議員の選挙区の設定につきましては、私どもこういった形で道州制特区の検討をしているところなのですが、全国の都道府県議会議長会ですとか北海道議会からも改正要望が出されております。また、現在開会中の臨時国会でも公職選挙法の改正案が提出されております。こうした改正要望ですとか公職選挙法の改正案の内容につきましては、説明は省略いたしますけれども、今私どもが検討している内容と一部重なっているところもございます。ただ、ここにある要望といいますのは、選挙区の設定の基準を変えてくださいと国に求めております。それに対しましてこの委員会で検討しておりますのは、地方の実状に応じて、地方の裁量で選挙区を設定させてほしいのですという、そういった検討をしているという部分で質的に違いはございます。

なお、この時期にこうした改正の動きが非常に多くなっていますのは、次の統一地方選挙にこれを適用したためでございます。次の統一地方選挙が行われますのは、平成27年4月です。1年半後です。その際、都道府県47ございますが、47都道府県のうち44の都道府県で議会議員選挙が行われる予定です。これに間に合わせるために全国的に改正の動きが活発になっている状況となっております。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは、前回の委員会、10月31日に開催しました委員会において事務局から提出した資料でございます。これは、現状と課題を踏まえましてどういう内容の提案をしていくのかというのを整理したペーパーでございます。

これまで説明したことの繰り返しになるところもありますけれども、一番上の現状欄です。都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で定めることとされております。一定の基準というのは、強制合区ですとか人口比例ですとか、郡市の区域によるとか、そういった点でございます。

こうした基準があることによって「課題」の欄ですけれども、都道府県がそれぞれの地域特性に応じて主体的に選挙区を設定できる制度となっていないという課題が出てまいります。北海道の地域特性、例えば、特に地方部では、広大な面積を持つエリアでありながら定数は一人である。さらには、少子高齢化と大都市への人口集中が進みましたら、議員の偏在もより大きくなる恐れがあるということもございます。

そこで、中段の「目指すすがた」です。地域が主体的に選挙区を設定できる仕組みの導入をしてはどうかということです。そして、「提案」という欄、右側に少し色を濃くしているところです。「公職選挙法に定める一定の基準に縛られることなく、選挙区を条例で設定できるよう権限を移譲」ということで整理をいたしました。一定の基準に縛られることなくとしておりますが、これは、一定の基準の内容がおかしいということではございません。一定の基準は、非常に理にかなった基準であります。

ただ、要は、北海道としましては、北海道の地域特性を活かす形で自分たちのことは自分たちで決めたいという、そういった主旨でこの提案を検討しているところです。

その結果、一番下ですけれども、北海道の地域特性を考慮した定数配分や選挙区の設定が可能となるように整理いたしました。

この記載内容につきましては、前回の委員会におきましていくつか意見も出されております。そうした点を修正・調整をいたしまして、次回の委員会では、整理案という形で提出したいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今の北海道議会議員選挙区に関する案件に関して何かご質問はありますでしょうか。

我々の委員会で審議をするのは、あくまでもその選挙区の設定を、道に権限を移譲してほしいということで、そのあと選挙区割りをどうするかという話は、我々の委員会ではいたしません。あくまでもその権限を移譲してくれというところの提案でございます。

こちらに関してもまた次回にじっくりと議論をいたしますが、この段階で何かご質問・ご意見はありますか。

岡田委員、よろしく願いいたします。

(岡田委員)

もし通ったとしたら、その設定の仕方は、我々は関係しないとおっしゃったのですけれども、この出口、いったい何を意図としてこういうことを提案されたのか、何かあるのでしょうか。

何か矛盾する点があるので難しいなと思いました。

(事務局)

これは、道民提案という形で出てきていますけれども、やはり地方分権、まず、理念的なことが一つあると思います。まず、国会議員の選挙区というのは、当然国が決めるべきものである。では、地方議会議員の選挙というのもの、やはりその地方で決めるべきなのではないかという理念的な話が一つあるということ。今、国会のほうで改正案が臨時国会に出されて検討されているのですけれども、この道民提案があった時点では、北海道の場合は、振興局と市ということしかなくて、町村という単位の選挙区がつかれないということがあって、市と振興局というだけでは選挙区の地域の実状に応じて区割りがうまくできないということが一つあります。

特に、本州へ行くと郡という単位を使っていますので、平成の大合併で合併がどんどん進んで市が当然増えて、郡というのが実質的に機能を果たしていないということがあって、そういうところで法の規定と現実との乖離ができていくということなのだろうと思います。

それと、道議会で議論されている部分では、都市部に集中して都市部に、特に札幌市との関係でいくと、札幌市は政令指定市ということで道と同じような権限を持っている。ところが、単純に人口で比例でいくと、同じ権限を持っている札幌選出の道議会議員が、当然ですけれども増えるということに関してどのように考えるのかということが課題として一つあるのかと思っております。

いずれも、先程、河西会長がおっしゃいましたように、道州制特区の提案という形で出す場合は、都道府県の条例で決めさせてほしいという提案でございまして、そのあとどういう具体的な選挙区にして、どういう区割りにするのかということは、それは、当然のことですが道議会の方で決めるということになります。

(河西会長)

ありがとうございました。

他に何かございますか。

次回の委員会で、こちらもしっかりと議論をいたしますので、そのときにご発言いただけたらと思います。

それでは、次の案件説明をお願いいたします。

ちなみに次回、整理案を作るということで、答申の一步手前ですから、かなり色々議論をされてこういう形にまとまっているというような状況のものです。

では、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、資料の6でございます。この案件は、先程説明したように、もう既に答申に盛り込んでいくということを前期の委員で決めておりますので、それはどういう議論だったのかということをご説明をさせていただきます。

若干、事象は複雑なのでわかりづらいかもしれません。

まず、表題の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲という、この内容からわかりづらいのではないかと思います。

まず、旅行業者の話をしていきます。旅行業法というものがございまして。皆様、街中で見るJTBですとか近畿日本ツーリスト、日本旅行、こういったものは大手の旅行会社、これを旅行業者と言い、実は、こういった大手のところは第1種旅行業の資格を取得しております。旅行業者の区分は、第1種から第3種までございまして。第1種から第3種それぞれに、いわゆる営業的な体力に応じてできる業務範囲が決まっています。いわゆる第1種といわれる会社は、営業保証金ですとか財産基準ということで1億円を用意していないとそういった旅行会社を開けないということです。第2種は、それに対して1,800万。今、話題になっている第3種は600万ということになります。かなり差がありますので、業務範囲も相当違っているというところでございまして。

それと、ここで言っている募集型企画旅行とは何かという話です。2ページ目に、新旧対照表があります。左側の「現行」欄に、※印の注1に「募集型企画旅行とは」とあります。旅行業者が、旅行者の募集のために、あらかじめ旅行の計画を作成するとともに、運送、または宿泊サービス等の提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為とあります。何のことかという話なのですが、これは、皆さん旅行会社の窓口で見かけます、海外・国内色々ありますが、パッケージ旅行をイメージしていただければ良いと思います。特定の方の依頼に基づいて旅行計画を作るのではなくて、既に特定多数に募集をかけるという意味で旅行会社が一方的に募集型の企画旅行を旅行商品として売るといったケースでございまして。

第3種旅行業者というのは、この募集型企画旅行の業務において制約がある。そもそもお客様に対する何かがあった際の営業補償の問題でありますとか、そういったものでやれる範囲は限られているという状況がございまして。

ただ、そこをもう少し第3種旅行業者が地域で企画した旅行をできるようにすれば、本道の観光にとってもメリットがあるのではないですかという、どちらかという規制緩和が元々の提案だったのです。規制緩和を認めてください、第3種旅行業者のできる業務範囲の規制を緩和してくださいというわけにはいかないのです。業務範囲を決定する権限を知事に移譲してもらった後に、知事が地域の事情に応じて決めるということをご提案するというものです。

要するに、現状・課題のところではどういったことが起こっているかといいますと、最近、観光が地域活性化のキーワードにもなっています。北海道は、特に観光が主要産業でございまして。ただ、そう言いながらも東日本大震災ですとか経済的な不況などの影響で、若干、最近持ち直しを見せておりますが、厳しい状況が続いております。

そんな中でだんだん旅行の形態も団体型から個人型に変わってきているということで、従前とは異なり、地域が自ら自分たちだけが知りうる観光資源、外からはわからないような、そこにしかないような旅行を地域が企画をして自ら売れないかというところでこの提案の発想があったということです。

最近のトレンドとして、いわゆる中小旅行業者、この中には観光協会ですとかNPO法人が参入をしてきていて、自分たちの地域の観光資源を活かして自ら商品を現地で売ることによってだんだんと重みが置かれる時代になってまいりました。ここでいっている着地型旅行商品というものの説明は、2ページの※印の注2に書いております。旅行者を受け入れる地域を着地といいます。そちらの着地側が地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。今

までは、東京を発地といいます、東京から北海道へ来る方々が東京で企画したものを東京で買って、それで北海道を見てもらって帰ってもらう。

そうではなくて、来ていただいて、個人旅行が増えてまいりましたので、何をやったらいいのかわからないというお客様が多く来る。そういう方々が地域の良いところを見て回れるように、地域の観光協会などが本来の旅行者者ではないのだけれども旅行業を、それも第3種という簡単に取れるカテゴリで取得をして企画旅行を自ら売っていきたいというニーズが地域に出てきたというところでございます。

第3種旅行者者は、募集型企画旅行ができる実施区域を制限されております。現行できるのは、このポンチ絵の現状のところを見ていただきたいのですが、基本的には、①の営業所、これは、本店でなくてもいいのです。営業所であればいいのですが、営業所のある市町村及び、物理的に隣接する市町村の区域はOK。間に町を挟んでさらにその先に行くことはだめです。そこをエリアに含むツアーはだめですという形になっています。

ただ、特例として観光庁長官が定める区域と省令で定めています。実際に観光庁長官はどこを定めているのかというと、あくまで地理的な特例だと思うのですが、②離島の特例でありますとか③半島の特例でありますとか、そういう一般旅客定期航路を結ぶような海を挟んでいるようなケース、ここまではいいよと長官が認めている。

この長官が定める区域というのを権限移譲してもらって、北海道知事が定める区域とさせてもらえたらどうなのかということになれば、今いった①・②・③にプラスして④北海道知事が移譲を受けた権限に基づき区域を拡大できるのではないかと。

本州の地域と違いますのは、北海道に来るとある程度エリアを回りたいというニーズがございます。実際にそういうニーズがどのようにあるのかといいますと、実は、富良野の観光協会がその周辺の町々と一緒に観光圏、この下に想定例と書いてありますが、観光圏というものを、国の認定を受けて国の支援を受けるようなことになっておりますが、その観光圏を取得しております。

この富良野の中で富良野の観光協会さんが事務局を持って中心的な存在になっているのですが、実際に第3種旅行者者を取得されました。その周辺、たとえば隣町の上富良野と中富良野と一緒にツアーを組むようなことを、実際にホームページをご覧になったらわかると思うのですが、売り出しております。現地に行ってそういったものを数千円単位のツアーとして買って、自分でそれに参加することができるという状況、そういったお客様がだんだん増えております。

ただ、富良野と美瑛の間に自治体を二つ挟んでいますので、今のエリアでいくと隣接市町村には当たりませんので、ツアーができない。占冠もその観光圏のエリアに入っているのですが、間に南富良野を挟んでいますので、あれだけのリゾート地でありながらできないということで、色々制約があります。

このニーズにつきましては、富良野の観光協会に実際に行きまして、かつて運輸局にもそういったことを相談したことがありますといわれました。そのときの答えは、第2種旅行業を取ってくださいということでした。

第2種旅行業者というのは、国内旅行を全てできます。外国はできません。第1種旅行業者は、それが全てできます。外国もできます。その違いがあります。

ただ、地方の観光協会が1,800万円を出して第2種を取れるかということ、現実的には、なかなか難しいということです。せめて観光圏というのは、一緒にプロモーションをやったり観光の受け皿になるということで国も認めている区域だから、第3種でもそのエリア内ぐらいなら、募集型企画旅行をやらせてくれてもいいのではないかとというニーズは実際にございます。今のところ富良野からだけしか聞いておりませんが、実際にそういうニーズはございます。

それでは、エリアをどうするかということで色々試案を検討しました。営業面で一番効果的なのは、第3種旅行業も北海道内なら全部回れるようにしたらいいのではないかとという案です。

ただ、これをやりますと、第2種旅行業、1,800万かけたところと600万かけたところ、相

当に業務能力に違いがあって然るべきのところを一緒にすることができるようになった場合には、第2種と第3種の競合問題が生じ、業界からアウトがかかかってまいります。実際、主に中小の旅行会社が加盟する旅行団体からは、道内無制限はやめてくれということなので、法律的に明確に線引きできる観光圏を想定して、こういうことをやりたいということを提案にしていっていただこうということ、今のところそのような形で落ち着いたというところでございます。

こういったことをやることによって、いわゆる第3種旅行者、特に地域ではNPOですとか観光協会、こういったところが新たに参入の機会を得られる。そして着地型旅行商品の充実によって観光圏の魅力が向上する。滞在型観光の促進につながるということで本道の観光振興・地域経済の活性化に少しでも寄与できるのではないかと効果を期待しての提案でございます。

以上でございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しましてご質問等はございますか。

結構、地域で小規模ながら体験観光ツアーをやっている、たとえばラフティングなどをやっているような業者さんは、川は複数の町をまたがって流れています。そこでラフティングをやりたいところなどは、こういうのがピッタリ合うというような話はしていました。

(菊池副会長)

この議論のときに前委員会の中では、ファームインを運営されている湯浅委員がいらっしゃいました。湯浅委員のところでは旅行業法は取らないとは思いますが、たとえば十勝管内、まだ観光圏は設定しておりませんが、帯広空港に迎えに行くと送り届けられる範囲では、陸別町のしばれフェスティバルに届けることはできません。足寄町のオンネトーに行くこともできません。然別湖を見ることもできないのです。隣接する町村にしか行けないということになる。

逆に、鹿追町などは、今はグリーンツーリズムがすごく盛んです。ですけれども鹿追町の方々は、新得町の駅に送り届けることはできるのですけれども、帯広市には送り届けることはできないというようなことになっていくのです。

そういう意味では、十勝の例でいうと観光圏を取っていないのですけれども、地域の人たちが地域のおばあちゃんたちの物を売ろうという6次産業化というようなことが背景にありますので、そういうことを考えると、地域のツアーは、こういう仕組みは重要だねという話になって、この委員会の中では話し合われたというように記憶しています。

(河西会長)

ありがとうございました。

こちらの提案に関しては、答申に盛り込むということでほとんど整理されております。詳しい説明は、それぞれ委員の皆様のところに行ったときに、この文章だけではわかりにくいのですけれども、地図なども含めてご説明いただくとわかりやすいと思います。

いかがでしょうか。ご質問がなければ最後の案件の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料7でございます。商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化でございます。こちら答申に盛り込んでいくという方向性が前期委員会で決まっております。

先程、道州制特区の話をしたときに、道州制特区推進法には、当初から8項目の事務・権限の移譲が盛り込まれていると言いました。その中に商工会議所法の関係で定款変更の認可事務というのが、道に移譲されております。ただ、その移譲された事務が、1ページをめくっていただきまして、

新旧対照表のところに定款記載事項が1から20まで20項目あります。このうちの3・6・12・13をご覧になってわかりますように現状、国、経産局の所管のままということでの、いわゆる移譲を道州制特区推進法で受けました。この部分で、まだ、国と道とに権限が分かれていることによって、場合によってはそれぞれに申請をしにいかなければならないといった課題もあるのではないかと。

また、先程、道州制特区推進計画の見直しをやったと言いましたけれども、その際にも内閣府が色々と道州制特区をやってきた評価をしております、その際にもそういった更なる権限移譲を求めてはどうか。また、パブリックコメントにも同様な意見があった。そういうことで去年1年をかけまして関連の事務も、当初から権限移譲を受けているものの関連の事務も特区提案できないかということをやってきた中でこの案件が出てまいりました。現実には定款変更の認可事務を道に一元化してもらえればそういった二重行政的なものは解消され、申請者の利便が向上するということがございまして、是非提案していくべきではないかということで、まとまっているところでございます。

(河西会長)

ありがとうございました。

見てわかるとおり、何故、一括して道に権限が移譲されないのかと非常に不思議なもの、それが実際に国と道のそれぞれの権限であるのです。こういったものを探して道州制特区を使って権限を移譲するというのが我々の委員会の一つのミッションです。

こちらに関しては、先程、言ったように答申に盛り込む方向でかなり整理がされております。この段階で何かご質問などございますか。

実質的な審議は、次回の委員会からじっくりさせていただきます。もし何かあればその委員会で色々のご意見・ご質問をいただければと思います。

中身によっては非常に技術的で、建設関係のものに関しては、門外漢の人間からするとわかりにくいのですが、こういった議論を少しずつきちんと煮詰めて道民の方の提案を道州制特区に活かしていく。そのような作業をこの委員会でやってきております。

それでは、申し送り事項に関しては、この程度にさせていただきますので終了いたします。

最後に、その他に関して事務局から何かございますか。

(事務局)

その他でございます。

次回委員会の開催日程等につきましてお話しさせていただきたいと思っております。

各委員の皆様方には、メールでお知らせしておりますが、改めてこの場でお伝えさせていただきます。次回の委員会は、12月17日火曜日の15時、午後3時から第2水産ビル、道庁の西側でございます第2水産ビルの3階、3G会議室において開催を予定しております。委員の皆様方におかれましては、年末の大変ご多忙な時期での開催となりまして恐縮でございますが、ご出席のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、先程、触れさせていただきましたけれども、本日の委員会でのご説明だけでは、新たに委員になられた皆様方には十分に伝わらなかった点多々あったのではないかと思います。つきましては、今後の審議をより円滑に進められるよう、次回委員会開催までの間に事務局で新任の委員の皆様のところにお伺いをし、より詳細な内容や経過について説明をさせていただきたいと考えております。後日、日程調整をさせていただきますので、大変ご多忙のこととは思いますが、どうぞお時間をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

(河西会長)

ありがとうございました。

最後に委員の皆様から何かございますか。

先程、菊池委員がおっしゃっていたように、この委員会では、是非、地方に出向いて実際に現地の方と色々と意見交換する場を持ちたいと思っております。

先程、太田委員がおっしゃっていた勉強をさせていただいた、私も、今回3期目の委員なのですが、いつもそれを感じております。本当に自分の専門以外のことはわからないことばかりですが、そのときは事務局にお問い合わせいただければ説明を詳しくしていただけますので、どうかご活用いただければと思います。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。